

設計図書等に関する質問書兼回答書

提出日	2026年 4月 17日
事業者名 (HP 掲載時は非公表)	

開札日	2026年4月27日
入札番号	第32号
案件名	鹿沼市立小中学校屋内運動場空調設備(令和8年度)賃貸借

質問内容	鹿沼市回答 (回答日:令和8年4月21日)
<p>・さつき小学校_平面図 平面図に床置き型をキャットウォークに設置するように記載されておりますが、キャットウォーク手すり～窓手すり間が800mmしかありません。 室内機+ガード(約600mm)を設置及び窓側(カーテンスペース)すると、フィルター清掃のメンテナンススペースや窓の開閉、カーテンの開閉時の人の移動スペースが無くなります。 そのため、床置き型をアリーナ1階に設置でよいでしょうか。</p>	<p>アリーナ1階に床置き型を設置では授業等に支障が出るため、床置き型をキャットウォークに設置ください。 キャットウォーク手すり～窓手すり間 800mm で設置できるガード、機器を選定ください。</p>
<p>貴市において、過去、予算削減等により契約解除となった実績はございますか？</p>	<p>過去に契約解除となった事案はございません。</p>
<p>修理等により一時的に機器が使えない場合、代替品の提供義務はないという認識でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>本入札にあたり、リース会社は機器の設置・施工・保守等に関する業務を実施する上で、業務内容が法令等の定めるところによる有資格</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>者でなければこれを実施できないものについては、自ら当該業務を実施できないため、当該業務に必要な資格を有する業者へ業務にあたらせることができるという認識でよいでしょうか。</p>	
<p>建設業法等に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社が発注する納入業者が当該業務を担当し、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>・指名通知書 入札書に記載する金額は総額の税抜でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>既存物件は貴市所有の物件という認識でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>・仕様書 P6_室内機(5)ほか 既存物件の撤去について記載がございますが、廃棄責任もリース会社にありますか。</p>	<p>廃棄責任はリース会社にあります。</p>
<p>・廃棄責任がある場合 賃貸人が産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先に委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託および受託側双方が廃掃法の違反になります。既存物件の所有者が賃借人であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づき、賃借人が排出事業者として、賃貸人若しくは賃借人が認めた工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、賃貸人が費用の立替払いをする解釈してよろしいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分してください。</p>
<p>・指名通知書・特記仕様書 14_その他(6) 内訳書について、入札時には免除という認識でよいでしょうか。</p>	<p>内訳書については契約時にご提出ください。</p>

<p>・保守点検業務要領書_2.保守点検業務の一般的な事項(2) フロン排出抑制法における管理者は貴市となり、法律上の各条項に定める管理者の義務を履行するとの認識でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>・特記仕様書_8 費用の負担 保険は、保険金が毎年低減する通常の動産総合保険を付保する理解でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>・契約書について 契約書は鹿沼市様所定の様式で締結するとの認識でよいでしょうか。その場合、雛形の提示をお願いいたします。</p>	<p>契約書はリース会社所定の様式で締結します。</p>
<p>指名通知書_7 本件は債務負担行為という認識でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>特記仕様書_3_設置期間 世界情勢や半導体不足等により、各種部材の納入遅延があった場合、工期について協議をお願いすることは可能でしょうか。また、上記の結果、工期の変更があった場合は指名停止等ペナルティは発生しないとの認識でよいでしょうか。</p>	<p>協議することは可能ですが、令和9年1月からの賃貸借開始に向けて最大限努力ください。 最大限努力した上での工期変更であれば、遅延に関するペナルティは課されません。</p>
<p>特記仕様書_8_各学校共通事項(8) アスベスト検査・事前調査および処分は本工事の範囲内という認識でよいでしょうか。その場合、費用を見積に含めますでしょうか。</p>	<p>アスベスト検査・事前調査および処分は本工事の範囲内です。レベル3を想定していますが、万が一レベル2相当以上の箇所が判明した場合は別途協議とします。 アスベスト検査・事前調査および処分に関する費用は見積に含みます。</p>
<p>保守点検業務要領書_3 フロン排出抑制法に定める定期点検および簡易点検のいずれも、受注者にて対応が必要という認識でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>リース料のお支払いは毎月均等払いという認識でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

- 1 太枠内に必要事項を記入して、契約検査課(keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp)に提出してください。メールの場合は、送信後に契約検査課(0289-63-2278)にご連絡ください。窓口を持参することも可能です。

- 2 データで提出する際は、原則 Word 形式でご提出ください。
- 3 質問書は、入札案件ごとに作成してください。同じ内容の質問書を複数案件に提出する場合でも、案件ごとに別々に作成してください。
- 4 質問内容は、資料のタイトルやページ、項目の番号など、疑義のある項目が分かるように記載してください。欄が足りない場合は追加してください。
- 5 質問に対する回答は、質問書の受付日の翌々営業日までにHPに掲載します。ただし、営業時間外に提出された場合は、翌営業日が受付日となります。